

# 東教育財団だより

発行所  
公益財団法人  
東教育財団

大阪市中央区南本町  
2丁目2番11号  
堺筋本町西尾ビル6階

電話06(6262)7363

発行責任者 北井保行

## 理事会・評議員会を開催しました

東教育財団では、令和六年度助成事業を審議する理事会を四月に、また、五年度事業報告及び決算等を審議する理事会を五月に、評議員会を六月に開催しました。



(5月27日開催の理事会会議風景)

### 令和六年度の

### 助成対象事業・助成金額 を決定しました

令和六年度助成事業について、三月二八日に開催された助成金審査会での審査を経て、四月十五日に開催された理事会において、七八件の事業に、総額一三、五五〇、〇〇〇円の助成を行うことを決定しました。

その概要は次のとおりです。

#### ① 学校教育事業助成

- ・ 幼稚園 (九件) 一、二〇〇、〇〇〇円
- ・ 小学校 (七件) 二、一〇〇、〇〇〇円
- ・ 中学校 (四件) 一、二〇〇、〇〇〇円

・ 計 (二〇件)

四、五〇〇、〇〇〇円

#### ② 社会教育

生涯学習事業助成

- ・ 社会教育 (二〇件) 一、九五〇、〇〇〇円
- ・ 生涯学習 (五件) 五〇〇、〇〇〇円
- ・ 計 (二五件) 三、四五〇、〇〇〇円

#### ③ 地域文化

まちづくり事業助成

- ・ 地域文化 (二八件) 三、六〇〇、〇〇〇円
- ・ まちづくり (二五件) 二、〇〇〇、〇〇〇円
- ・ 計 (四三件) 五、六〇〇、〇〇〇円

### 令和五年度

### 事業報告及び決算が

承認されました

五月二七日開催の理事会、六月十三日開催の評議員会において、令和五年度事業報告及び決算が審議され、承認されました。

## 令和五年度事業報告

### 一 助成事業

令和四年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大予防措置により、助成対象事業を中止・変更し、助成金を返還する団体等がありました。令和五年度は、このような団体等はなく、五年度助成件数・助成金額は、昨年四月の理事会において決定したとおりとなりました。これは元年度以来四年ぶりのことです。

#### ① 学校教育事業助成

- ・ 幼稚園 (九件) 一、三〇〇、〇〇〇円
- ・ 小学校 (七件) 三、〇八八、〇〇〇円
- ・ 中学校 (五件) 一、四七二、〇〇〇円
- ・ 計 (二一件) 五、八六〇、〇〇〇円

#### ② 社会教育

生涯学習事業助成

- ・ 社会教育 (二〇件) 一、九五〇、〇〇〇円



(6月13日開催の評議員会会議風景)

- ・生涯学習 (五件) 五〇〇、〇〇〇円
- ・計 (一五件) 三、四五〇、〇〇〇円
- ③ 地域文化・まちづくり事業助成
  - ・地域文化 (二八件) 三、五九七、〇〇〇円
  - ・まちづくり (一五件) 二、〇〇〇、〇〇〇円
  - ・計 (四三件) 五、五九七、〇〇〇円

## 二 特定費用準備資金

### 積立金事業

#### ① 校園周年記念

##### 特別事業助成積立金

(平成三〇年度設定)

五年度に同事業を実施した幼稚園・学校分一、二五〇、〇〇〇円を取り崩しました。

本積立金は、六年三月末で計画期間が満了しました。

#### ② 外国語対応教育

##### 環境充実助成積立金

(令和元年度設定)

五年度に同事業を実施した学校分二一〇、〇〇〇円を取り崩すとともに、理事会の決議により六年三月末時点における積立残額三三、〇〇〇円の目的外取崩しを行いました。

本積立金も六年三月末で計画期間が満了しました。

#### ③ 基本財産運用益

##### 減収対策積立資金

(令和二年度設定)

五年度においては、積立て・取

崩しは行っていません。

#### ④ 財団設立一〇〇周年

##### 記念事業積立資金

(令和四年度設定)

五年度において、広告宣伝費の減などにより収支差額(剰余金)が予算より増加することが見込まれましたので、計画の一部を修正し、五年度剰余金二、一〇〇、〇〇〇円を積み立てました。

## 三 広報活動

#### ① 「財団だより」の発行

#### ② 財団ホームページの

更新による情報開示

## 四 その他

#### ① 東教育財団設立

##### 一〇〇周年記念事業の準備

「東教育財団設立一〇〇周年記念事業実行委員会」を設置し、記念講演会・祝賀会の開催、記念品の作成・配付、記念誌等の発行等について協議し、実施に向けた準備を進めました。



(5月27日開催の財団設立100周年記念事業実行委員会会議風景)

## 令和五年度決算

収入(経常収益)は、基本財産運用益の減などにより前年度比七八三、〇〇〇円余りの減の三二、三三四、七二七円となりました。費用(経常費用)は、印刷製本費などの減があったものの、コロナ禍の影響による助成対象事業の中止等が減となったことなどによ

り支払助成金が増となったこと、五年十月の給料改定などにより給料手当が増となったことなどにより、前年度比八二七、〇〇〇円余りの増の三二、六三四、八九三円となりました。

◎ 収入(経常収益)計

三三、三二四、七二七円  
(前年度比 七八三、四九五円の減)

◎ 費用(経常費用)計

三二、六三四、八九三円  
(前年度比 八二七、四一〇円の増)  
(内 訳)

【事業費計】

一四、五二二、二二五円

【管理費計】

七、一三二、六七八円

◎ 差引(当期経常増減)

六七九、八三四円

※ 収支相償について

収支相償の判定にあたっては、特定費用準備資金への取崩額は「収入」、同資金への積立額は「費用」とされるので、当期経常増減

額六七九、八三四円に、校園周年記念特別事業助成積立金取崩額一、二五〇、〇〇〇円及び外国語対応教育環境充実助成積立金取崩額一四三、〇〇〇円を加え、財団設立一〇〇周年記念事業積立資金積立額二、一〇〇、〇〇〇円を差し引くと、収支相償額は△二七、一六六円となり、収支相償の基準に適合していません。

評議員・理事の

一部選任替え等を行いました

六月十三日開催の評議員会において、評議員の補充選任・一部選任替え、理事の補充選任を行いました。

新たに選任した評議員



中村 聡

汎愛連合振興町会長



松本 節子

汎華連合振興町会長



富井 俊明

大 江 西連合振興町会長



松井 淳平

青少年指導員連絡協議会

(空席とされていた「年齢制限にかかるとされる」該当者一名の枠を含む)

新たに選任した理事



小林 元彦

(中央区副区長 ↑)

契約管財局活用支援担当部長

辞任した方々

(評議員)

大喜田 一夫

(前 汎華連合振興町会長)  
平成二八年から評議員

田中 旬子

(青少年指導員連絡協議会)  
令和二年から評議員

(理事)

岩崎 恵久

(前 中央区副区長)  
令和二年から理事

長年にわたり、財団の充実・発展に貢献いただき、心から感謝申し上げます。

西口評議員(ご)逝去

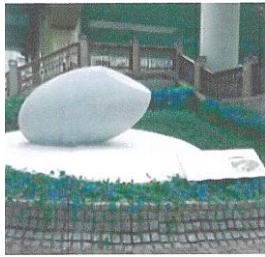
平成二六年から評議員を務めてこられました西口佳克評議員が、三月十四日(ご)逝去されました。  
心から(ご)冥福をお祈り申し上げます。

# 淀屋盛衰記 (後話)

淀屋研究会

会長 大江 昭夫

盛況が続く、淀屋米市は、庭先での商いが手狭になり元禄10年(1697)堂島移転し(現在の堂島米会所跡地)記念碑付近、「堂島米市場」を創設し一段の飛躍を見る。その間、四代目重當を亡くすがその母妙恵が無類の政治力を發揮し、淀屋を更に押し上げて行く。三井の祖、高利の母、殊法の「前垂れ商法」とは意味合いが違うが、江戸期の「女傑」の一人に挙げて良いのではないか。しかし、残念ながら後述する事件により歴史の舞台から忘れ去られてしまう。



堂島米会所 跡地

元禄末期にはその妙恵が亡くなり五代目廣當の時代になると、籠が外れたように放蕩三昧も度が過ぎる振る舞いが目立ち、遂には新町遊郭の吾妻太夫

の身請け話に絡んで罪を犯してしまふ。

幕府は待つてましたとばかりに、闕所<sup>けつ所</sup>の沙汰を下し、廣當には死罪、取り巻き五名は千日前にて断罪に処された。淀屋の全財産は没収、各大名の貸付金は徳政令により債務免除となった。廣當死罪に対しては、京都・八幡の高僧(神應寺・廓翁<sup>くわくう</sup>鉤然<sup>こうぜん</sup>和尚であらうと推測される)により助命嘆願の申し出がありこれが叶うが、自身は大坂三郷北・天満・南・京都・伏見・淀堺から所払い(追放処分)となつた。



大坂 新町遊郭

その後、廣當は下村<sup>しもむら</sup>个庵<sup>こあん</sup>と名を変え江戸に下り父重當の先妻の本家、旗本の米津家の長屋に住まいし再起を目指す。が埒が明くはずもなく正徳5年(1715)に行われた東照宮百年忌(家康百回忌)の大赦恩赦を期に失意の中、京都・八幡に帰参する。夢破れた廣當は翌年この地で静かに

息を引き取る。これにより淀屋宗家は絶家となつてしまふ。

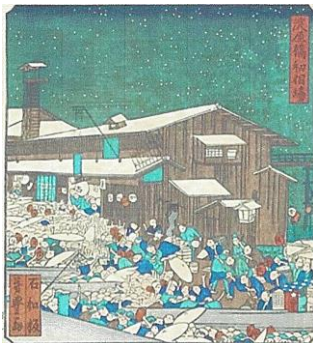
一方、闕所後「堂島米市場」は廃止され、流動性が担保されない市場は薄商いの中、乱高下をくり返した。そして流れ相場に延べ商い(先物取引)に伴う入替<sup>いりかへ</sup>両替<sup>りょうかへ</sup>などの資金需要が滞り両替商は衰退し、大坂の街は活気を失う。大坂商人は市場(特に先物取引)再開の請願を続けるも、幕府管理下の傀儡市場それも、現物市場しか認めない。これには、大坂米仲買人はこれに参加せず、対立の構図が続いた。幕府は米価を自分の管理下に置きたい意向を頑として譲らなかつた。



旧加賀藩上屋敷 御守殿門

時は流れて八代將軍吉宗の時代となる。業を煮やした大坂米仲買人は加島屋清兵衛、田辺屋藤右衛門、尼崎屋藤兵衛を江戸に上らせ先物市場の再開を請願するがあつさり却下される。意を決した三人はお手打ち覚悟で加賀藩上屋敷御守殿門(現東京大学赤門)前で

「ご法度の駕籠訴を行ない大坂の窮状を訴えた」と伝え聞く。これが運よく六代目藩主前田吉徳公に聞き入れられ、その熱意は後の「米將軍」と評される吉宗までに届き、享保15年(1730)8月、南町奉行大岡越前守忠相の名で先物取引を含む「堂島米会所」の再開がそれも大坂商人主導の運営の基、公許されたのである。その後、同市場は国内の米相場を主導し大坂を「天下の台所」としての地位をゆるぎないものとした。



旧淀屋米会所前の初相場(淀屋橋南詰)

大坂商人は「帳合米」として蘇つた先物取引の先駆者、淀屋の遺徳を偲び、年初の祝儀相場(1月4・5日)は、淀屋橋南詰の旧淀屋米敷前で行つた。(本相場は8日から)これは明治維新により会所が廃止になるまで続いた。波乱の江戸期を駆け抜けた淀屋の痕跡は、闕所によつて殆んど消し去られているが淀屋橋の名の中に歴史が凝縮しているのである。(完)

※ 駕籠訴: 大名などの駕籠の行列に直訴すること